

訪問看護〔介護予防訪問看護〕の運営規程

訪問看護ステーション ALWAYS 古河 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社ハートカンパニー（以下「事業者」という。）が開設する 訪問看護ステーション ALWAYS 古河（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 指定訪問看護事業所の看護職員等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 訪問看護ステーション ALWAYS 古河
- （2）所在地 〒306-0013 茨城県古河市東本町3-4-1 テナントイーグル3号室

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1人（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮監督を行う。また、自らも事業の実施に当たる。
- （2）看護職員等
看護師 2.5人以上
指定訪問看護等の提供に当たる。
なお、看護職員等（准看護師を除く）は訪問看護計画書及び訪問看護報告書〔介護予防にあつては介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書〕を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く。
- （2）営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- （1）病状、心身の状況の観察
- （2）清拭・洗髪等による清潔の保持
- （3）食事及び排せつ等日常生活の世話
- （4）じょく瘡の予防・処置
- （5）リハビリテーション
- （6）認知症患者の看護
- （7）療養生活や介護方法の指導
- （8）カテーテル等の管理
- （9）その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を受けるものとする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- （1）通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 200円
- （2）通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 500円

3 死後の処置料は、30,000円とする。

4 前第2項及び第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（苦情処理）

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

（事故発生時の対応）

第9条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は下記の区域とする。

- ＜埼玉県＞さいたま市（北区・見沼区・岩槻区・大宮区・緑区・浦和区・中央区・南区・桜区・西区）久喜市、加須市、白岡市、宮代町、杉戸町、幸手市、蓮田市、伊奈町、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市、羽生市、春日部市、松伏町、川口市、戸田市、志木市、和光市、朝霞市、新座市、富士見市、蕨市、草加市、越谷市、吉川市、三郷市、八潮市、川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町、入間市、狭山市
- ＜千葉県＞松戸市、柏市、流山市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、市川市、八千代市、船橋市、白井市
- ＜茨城県＞古河市、境町、五霞町、下妻市、常総市、坂東市、結城市、八千代町、守谷市、取手市
- ＜栃木県＞足利市、小山市、佐野市、栃木市、野木町
- ＜群馬県＞板倉町、邑楽町、館林市、千代田町、明和町
- ＜東京都＞清瀬市、東久留米市、西東京市、東村山市、武蔵村山市、東大和市、立川市、国立市、国分寺市、小平市、小金井市、三鷹市、府中市、武蔵野市、北区、練馬区、荒川区、足立区、板橋区、豊島区、文京区、新宿区、渋谷区、中野区、台東区

（緊急時等における対応方法）

第11条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあつては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（個人情報の保護）

- 第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取扱うものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。
- 3 記録の整備について、利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備しサービスを提供した日から5年間保存する。

（その他運営についての留意事項）

- 第13条 事業者は、看護職員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- （1）採用時研修 採用後1か月以内
- （2）継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ハートカンパニー代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- （1）当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。
- （2）当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）当該事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること（年1回）。
- （4）（1）か（3）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと（担当責任者：山崎 明）。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。